

2024.09.02

## 医療福祉RMニュース <2024 No.2>

### 介護 BCP ガイドラインの改訂ポイントについて

#### 【要旨】

- 厚生労働省より公開されている介護 BCP のガイドライン及びひな形、研修動画が改訂された
- ガイドラインの改訂に重大な変更点はないが、介護事業所の実情に沿った修正がなされた
- 研修動画には新たに机上訓練の解説動画が追加された
- 介護事業者においては、改訂されたガイドライン等を踏まえ、策定した BCP の実効性向上を図っていくことが期待される

#### 1. 介護施設・事業所等におけるBCP義務化の背景

令和3年度介護報酬改定に伴う運営基準の改正により、すべての介護サービス事業所に業務継続計画（以下「BCP」）の策定・研修・訓練の実施が義務となり、令和5年3月末をもって経過措置期間が終了したところである。令和6年度以降はBCP未策定の事業所には基本報酬の減算措置が取られることとなった（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く、一部経過措置期間有）。BCP未策定の介護サービス事業所に対する措置とBCP策定状況については「医療福祉RMニュース<2024 No.1>」で詳報しているので、そちらを参照されたい。ここでは改めて、介護サービス事業所において自然災害及び感染症のBCPに関する取組が義務化となった背景について振り返る。

過去10年において我が国で最大震度7を観測した地震は3回あるが、最大震度6弱以上の地震は14回発生し、いずれにおいても建物の損壊や破損が発生した。記憶に新しい能登半島地震においても多くの介護サービス事業所から停電や断水、建物の損壊、インフラ寸断による孤立化等の被害が報告された。

表1 過去10年の我が国における最大震度6弱以上の地震

発生日	震源地名もしくは地震名	最大震度
令和6年（2024年）4月17日	豊後水道	6弱
令和6年（2024年）1月1日	令和6年能登半島地震	7
令和5年（2023年）5月5日	能登半島沖	6強
令和4年（2022年）6月19日	石川県能登地方	6弱
令和4年（2022年）3月16日	福島県沖	6強
令和3年（2021年）2月13日	福島県沖	6強
令和元年（2019年）6月18日	山形県沖	6強
平成30年（2018年）9月6日	平成30年北海道胆振東部地震	7
平成30年（2018年）6月18日	大阪府北部	6弱
平成28年（2016年）12月28日	茨城県北部	6弱
平成28年（2016年）10月21日	鳥取県中部	6弱
平成28年（2016年）6月16日	内浦湾	6弱
平成28年（2016年）4月14日	平成28年（2016年）熊本地震	7
平成26年（2014年）11月22日	長野県北部	6弱

出典：「日本付近で発生した主な被害地震（平成8年以降）」（気象庁）を基にMS&ADインターリスク総研㈱にて作成

また、地震のみならず風水害についても多くの被害が発生している。地震や豪雨、洪水など災害対策基本法で規定される災害のうち、地方自治体や被災者に対し特別な助成が必要と政府が判断した

災害が「激甚災害」に指定される。この激甚災害の指定を受けた風水害は、過去5年（令和元年～5年）に限定しても50件に及び、2020年7月豪雨では熊本県球磨村で特別養護老人ホームの利用者14名が犠牲になる等、介護サービス事業所においても甚大な被害が発生してきた。介護サービス事業所はその提供するサービスの性質上、休止や停止をすることが難しいため、BCPの策定や研修、訓練を通じて事前の検討や準備を進めることが求められることとなった。

表2 令和元年～5年における激甚指定を受けた風水害の件数

時期	災害事象	件数
令和元年 (2019年)	豪雨（暴風雨含）	2
	土砂災害	3
令和2年 (2020年)	豪雨（暴風雨含）	3
	土砂災害	8
令和3年 (2021年)	豪雨（暴風雨含）	2
	土砂災害	7
令和4年 (2022年)	豪雨（暴風雨含）	5
	土砂災害	9
令和5年 (2023年)	豪雨（暴風雨含）	7
	土砂災害	4

出典：「過去5年の激甚災害の指定状況一覧」（内閣府）を基にMS&ADインターリスク総研㈱にて集計

一方で、2019年12月に中国武漢市で発見され、全世界に感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、介護サービス事業所を含む日本社会にも大きな影響を及ぼした。介護サービス事業所では密接なケアが多いことや、相対的に体力や抵抗力の低い高齢者が多く利用することからクラスターが発生しやすく、ピーク時には1週間の間に954件の事業所で集団感染が発生した。

感染症法では、感染症を感染力や感染した場合の重篤性などを総合的に勘案し1～5類等に分類しており、新型コロナウイルス感染症は当初、2類相当の位置づけであったが令和6年8月時点では5類感染症に分類されている。しかしながら、依然として地域的な流行のリスクがあることから相応の感染予防対策が求められるところである。なお、高齢者施設等において集団感染のリスクが特に高い感染症である結核は2類、O157に代表される腸管出血性大腸菌等は3類に位置付けられている。また、今後も新型コロナウイルス感染症のように社会的インパクトの大きい新興の感染症が発生する可能性もあり、これら感染症により介護サービス事業所においてその業務継続が困難になる状況を想定し、事前の備えとしてBCPを策定することが求められるところである。

表3 高齢者施設等で特に注意が必要な感染症の例

感染症類型	疾病名
2	結核 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ
3	腸管出血性大腸菌感染症 細菌性赤痢
4	レジオネラ症
5	インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 感染性胃腸炎 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA）
-	新型インフルエンザ等感染症 肺炎球菌

MS&ADインターリスク総研㈱にて作成

## 2. ガイドライン・ひな形、動画の改訂について

上記で述べたような背景により、令和3年度からすべての介護サービス事業所にBCPの策定が求められることとなったが、それに伴い厚生労働省から「介護施設・事業所における自然災害発生時の

業務継続ガイドライン」（以下「自然災害編BCPガイドライン」）、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（以下「感染症編BCPガイドライン」）とそれぞれのひな形及び例示入りひな型、策定に関する解説動画がホームページ上に公表され、ガイドラインとひな形、解説動画に関しては今年の6月に改訂版が公開された。本項ではそれらの改訂内容の主なポイントについて述べる。

#### (1) ガイドラインとひな形の主な改訂ポイント

各ガイドラインについては大きな変更点はないものの、細かい点で介護事業所の実情に沿った内容に修正がなされた。ひな型については従来はMicrosoft Word版で公開がされていたが、例示入りひな型に併せてMicrosoft Excel版での公開となった。なお、ひな形の内容及び構成についても例示入りひな形に揃えられた。

##### ① 自然災害編BCPガイドライン（主な改訂点のみ記載）

- 介護サービス事業所においては消防計画等のように既に策定が義務となっている防災計画があるが、それらとBCPの違いについてより丁寧に説明された（自然災害編BCPガイドラインP4）。

図1 防災計画と自然災害BCPの違い

計画	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体、生命の安全確保</li> <li>物的被害の軽減</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧</li> </ul>
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点がある地域で発生することが想定される災害</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象</li> </ul>
根拠	消防法	水防法 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止、対策の推進に関する法律	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等	厚生労働省令 人員、設備及び運営に関する基準等
対象施設等	多数の者が出入し、勤務し、または居住する消火対象物	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	入所・通所系事業所、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	介護事業所等
対象の災害	火災※	風水害、土砂災害	想定されるすべての災害	自然災害、感染症
義務	消防計画の作成、所轄消防庁への提出。 消火、通報、避難の訓練の実施・報告	避難確保計画の作成、市町村への提出。 避難訓練の実施・報告。	非常災害対策計画の作成。 避難訓練の実施。	業務継続計画の作成。 研修・訓練(シミュレーション)実施。研修・訓練は、入所:年2回以上、通所、訪問:年1回以上(感染症も含む)。

出典：「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」令和6年3月 厚生労働省老健局

※ 消防法第一条において、その目的を「火災又は地震等の災害による被害を軽減する」こと等としているため、消防計画の対象災害には、地震も含まれるのが適当と考えられる

- 夜間の避難や在宅高齢者の避難生活支援について、地域の協力が不可欠であることから、「日頃の訓練や交流を通じて地域との関係性を深めておく」ことの重要性が追記された（自然災害編BCPガイドラインP6）。各種調査により、地域との連携や関係性の構築に課題感を

持っている介護サービス事業所が多いことが明らかになっており、有事の際に地域と適切な協力態勢が組めるようBCPを通じて予め関係性を構築しておくことが求められていると言えよう。

- 業務の優先順位の整理に当たっては、必ずしも通常通りのサービス提供ではなく、「重要業務」に絞って継続することを目指すこととされた（自然災害編BCPガイドラインP7）。従来は「可能な限り通常通りのサービス提供」を目指すこととされていたが、有事の際には職員確保が困難になることやライフラインの停止等が想定されるため、利用者の生命や健康に直結するケア等の重要業務に資源を集中すべきという考えが示された。
- BCPの関係者への周知や研修、訓練（シミュレーション）を実施することにより、策定したBCPの「課題を発見し、対策を講じることを繰り返すことでレベルアップ」につなげることが追記された（自然災害編BCPガイドラインP7）。BCPの策定は一過性のものではなく、研修や訓練等を通じた定期的な見直しにより、有事の際により有効なものとなるよう継続的に改善を図るべきとの考えが示された。
- 災害発生時の対応体制について、「役割は固定的なものではなく、被害程度、業務量により柔軟に運用する可能性があることを確認する」こととされた（自然災害編BCPガイドラインP18）。想定外の事象が発生した場合、そうした状況においては計画に沿った硬直的な対応とするのではなくBCPを基準としつつ全体最適を図ることが重要であり、これらは訓練を通じて対応力を向上させることが推奨される。
- 国土交通省・気象庁・都道府県から出される河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）、警戒レベルの情報が最新のものに更新された（自然災害編BCPガイドラインP21）。

図2 警戒レベル相当情報

**市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう**  
**気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう**

避難情報等 (警戒レベル)			河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	河川水位や雨の情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
<警戒レベル4までに必ず避難!>				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報
1	中程度の気象状況悪化	災害への心構えを高める	早期警戒情報	—

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

内閣府 避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年5月)  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanijouhou/r3\\_hinanijouhou\\_guideline/pdf/point.pdf](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanijouhou/r3_hinanijouhou_guideline/pdf/point.pdf)

出典：「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」令和6年3月 厚生労働省老健局

② 感染症編BCPガイドライン（主な改訂点のみ記載）

- BCPの策定を通して、「事業継続の方針を決めて共有すること」と「体制」を定めることが追記された（感染症編BCPガイドラインP2）。感染症発生時には各種意思決定等において

スピード感ある対応が求められるため、予め事業所としてどのように事業継続を図るのか方針を定めておくことが重要である。また、人的資源が限られる可能性が高いことから、そうした状況においても適切な対応が図れるよう体制を事前に定めておくことも求められている。

- 業務の優先順位の整理（感染症編BCPガイドラインP8）とBCPのレベルアップ（同P8）について、上記自然災害編BCPガイドラインと同様の修正がなされた。
- コホーティング（隔離）実施時に、当該エリアに「入室時には必要な個人防護具を着用してから入室し、退室時には使用後の個人防護具を脱ぎ、手指衛生を行ってから退室」することが追記された（感染症編BCPガイドラインP14）。コホーティング（隔離）の実施に関わらず、ガウンテクニックや手指衛生といった基本的な感染予防策が不十分なことにより、さらに集団感染が拡大するという事例があったことから、より丁寧な記載がなされたと考えられる。これらについてはBCPへの記載だけでなく研修や訓練等により周知徹底を図る必要がある。
- 情報発信の必要性について、「事業所だけで判断できない場合は、行政担当者、関係機関等に相談する」ことが追記された（感染症編BCPガイドラインP27,29）。新型コロナウイルス感染症流行時には、集団感染等が発生した一部の介護サービス事業所において情報公開をしたことにより、風評被害を受ける等といった事例があった。こうしたことから、情報発信や公開にあたって事業所やその利用者が不利益を被ることがないよう慎重な検討が求められていると言える。

## (2) 研修動画の主な改訂ポイント

今回の改訂にあたって、これまで研修動画はBCP策定の解説のみであったが、新たに机上訓練の解説動画が追加された。また、BCP策定の解説動画も総論・自然災害編・感染症編の3種類で構成されていたものが入所系・通所系・訪問系・居宅介護の事業種ごとに整理された。

図3 研修動画の構成

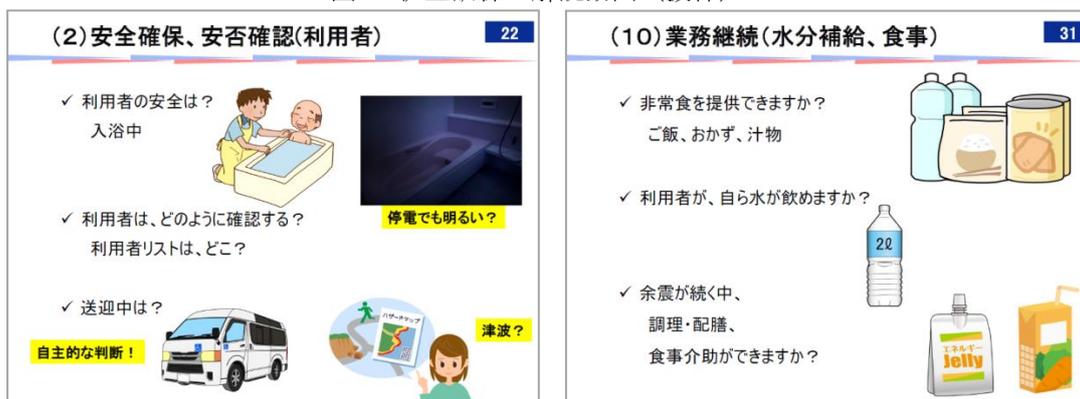
ひな形（例示入り）を活用したBCPの作り方の解説	作成したBCPを役立つものにするための机上訓練の解説
<a href="#">1. BCP作成（入所系）</a>	<a href="#">5. 机上訓練（入所系）</a>
<a href="#">2. BCP作成（通所系）</a>	<a href="#">6. 机上訓練（通所系）</a>
<a href="#">3. BCP作成（訪問系）</a>	<a href="#">7. 机上訓練（訪問系）</a>
<a href="#">4. BCP作成（居宅介護）</a>	<a href="#">8. 机上訓練（居宅介護）</a>

出典：「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」厚生労働省ホームページ

計画やマニュアル等の作成研修は一般に抽象的な内容になる傾向が多いものの、今回改訂されたBCP策定の解説動画はひな形（例示入り）を基に作成されていることにより、策定にあたっての考え方のみならずより具体的な記載内容まで踏み込んだ内容となっている。BCP未策定の事業所においては、ひな形（例示入り）を一つのモデルケースとして捉え、自然災害編と感染症編の両ガイドラインと、このBCP策定の解説動画を参照しながら自事業所の特色や実情に合わせていくのが策定への近道となるだろう。

机上訓練の解説動画については、訓練の必要性から訓練の進め方、具体的な訓練シナリオまで取り上げているので、訓練の実施に悩まれている事業所においてはこちらを視聴することでまずは全体像を把握することをお勧めする。また、事業種ごとに動画が分けられているものの、訓練シナリオについては異なる事業種でも応用可能なものになっていると考えられるので、適宜参考にされると良いだろう。

図4 机上訓練の解説動画（抜粋）



出典：「厚生労働省 令和5年度 介護BCP策定支援セミナー 机上訓練（通所系）・（入所系）」厚生労働省ホームページ

### 3. 介護サービス事業所に今後求められること

最後に、BCPの取組について介護サービス事業所に今後求められることをお伝えして、本リポートの結びとする。

冒頭に述べたように令和3年度に義務化となったBCPの一連の取組みについて3年間の経過措置期間が終了し、この4月からBCP未策定事業所に対する減算措置についても定められた。ほとんどの事業所においてはBCP策定のフェーズは終了し、今後は運営基準に定められた研修や訓練、また、関係者への周知や見直し等に取り組まれていくことだろう。研修や訓練は繰り返し実施することによりマンネリ化する傾向があるが、その多くは運営基準を満たすことのみを目的としてしまうことに要因があると考えられる。運営基準を満たすことはもちろん重要であるが、研修や訓練は、策定したBCPの共有や対応内容の習得などにより、自然災害や感染症が発生した際においても重要業務を継続させることが本来の目的として求められるものである。また、それらを通じてBCPの課題や改善点を把握し、BCPをより実効性あるものにブラッシュアップさせることが、各事業所に対する社会的な要請と捉えるべきであろう。各介護サービス事業所におかれては、こうした目的意識を持って今後のBCPの各取組を推進いただきたい。

MS & ADインターリスク総研では、介護サービス事業所等を対象にBCPの策定に係る各種相談や訓練へのコンサルティング、BCP研修のeラーニングコンテンツ（BCP訓練は近日リリース予定）の提供を実施しており、お気軽にお問い合わせ頂きたい。

MS & ADインターリスク総研株式会社 リスクコンサルティング本部  
リスクマネジメント第四部 社会保障・医療福祉グループ  
医療福祉専任コンサルタント 志賀 洋祐

#### 【参考資料】

- 1) 気象庁「日本付近で発生した主な被害地震（平成8年以降）」  
<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/higai/higai1996-new.html#higai2006>
- 2) 内閣府「過去5年の激甚災害の指定状況一覧」<https://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/list.html>
- 3) 厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」令和6年3月
- 4) 厚生労働省「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」令和6年3月
- 5) 厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html#%EF%BC%92%EF%BC%8EBCP%E4%BD%9C%E6%88%90%EF%BC%88%E9%80%9A%E6%89%80%E7%B3%BB%EF%BC%92](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html#%EF%BC%92%EF%BC%8EBCP%E4%BD%9C%E6%88%90%EF%BC%88%E9%80%9A%E6%89%80%E7%B3%BB%EF%BC%92)

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

事業継続マネジメント(BCM)に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研株式会社 <https://rm-navi.com/>  
リスクマネジメント第四部 社会保障・医療福祉グループ  
千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8976/FAX:03-5296-8941

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。  
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & ADインターリスク総研 2024